

立川市第2次学校教育振興基本計画 施策体系別進捗状況

平成30年度(平成29年度実績分) 教育委員会点検評価 年度別評価一覧

	NO	活動・施策名	ページ	年度別評価		
				29	28	27
施策	1	学力向上	1	B	B	B
	2	豊かな心を育むための教育の推進	2～3	B	B	B
	3	体力の向上と健康づくりの促進	4～5	B	B	B
	3-2	体力の向上と健康づくりの促進（質の高い学校給食の提供）		B	C	B
	4	特別支援教育の推進	6～7	A	A	A
	5	学校運営の充実	8	B	B	B
	6	教育環境の整備	9～10	B	A	A
	7	ネットワーク型の学校経営システムの構築	11～12	A	A	A
	8	小中連携の推進	13	A	B	B
	9	児童・生徒の安全・安心の確保	14	B	A	B

◇評価の基準◇

施策の目的に対して、効率性・有効性・達成度を総合的に判断し、下記に示す5区分により達成度を評価する。

S＝予想以上に効果的で優れた取組みを行なっている

A＝順調に達成している

B＝おおむね順調に達成している

C＝達成見込みであるが一部課題がある

立川市第2次学校教育振興基本計画 施策体系別進捗状況

＜基本方針 1 学校教育の充実～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～＞

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
1	学力向上	24	指導課	1－1－① 教育力向上推進モデル校の指定	立川市立学校の教育力の向上に資するモデル校を指定し、学習及び生徒指導力の向上、学校組織力の強化等を図る取組を支援し、児童・生徒の学力向上を図ります。	指定された学校は3年間の研究指定を受け、外部講師を招聘した研究等を実施した。2年目に中間報告を行い、3年目に研究発表を行う。平成29年度における指定校は10校。	ICT教育の推進で一小・九小・一中の3校、学力向上（算数）で大山小、上砂川小の2校の合わせて5校が3年目の研究発表会を行った。また、その他11校が2年目、1年目の研究を予定通り進めている。	各学校が新学習指導要領の実現に向け、主体的に研究を進めることができている。このことは、本市小中学校の学力が向上している要因の一つと考える。引き続き継続していく。
		24	指導課	1－1－② 校内研究（特色ある学校づくり交付金）の支援	全小中学校に校内研究並びに特色ある学校づくり交付金を活用することにより、児童・生徒の学力向上に資する取組を支援します。	各学校の特色に応じて、学力向上に資する校内研究の取組を支援した。	平成30年度から特色ある学校づくり交付金を再編し、校内研究事業交付金を創設した。引き続き、学力向上に資する校内研究の取組を支援した。	平成31年度からコミュニティ・スクールを全校に導入するにあたり、各学校において特色ある教育活動及び学力向上に資するよう立川市民科の取組とともに充実していく。
		24	指導課	1－1－③ 教育研究の支援	全小中学校の教育力を向上させるためにモデル校を指定し、学習及び生徒指導力の向上、学校組織力の強化等を推進する取組を支援します。	指定された学校は3年間の研究指定を受け、外部講師を招聘した研究等を実施した。2年目に中間報告を行い、3年目に研究発表を行う。平成29年度における指定校は10校。	ICT教育の推進で一小・九小・一中の3校、学力向上（算数）で大山小、上砂川小の2校の合わせて5校が3年目の研究発表会を行った。また、その他11校が2年目、1年目の研究を予定通り進めている。	各学校が新学習指導要領の実現に向け、主体的に研究を進めることができている。このことは、本市小中学校の学力が向上している要因の一つと考える。引き続き継続していく。
					また、教育課程の編成・実施に関する諸課題の解決のための調査・研究に対し、立川市全体の学校教育の充実に資する取組を支援します。	立川市立学校研究校の研究テーマに、新学習指導要領の実施に資する研究テーマを指定し、その学校をパイロット校とした教育課程編成の研究を実施した。	平成30年度から開始した教育力向上研究校として、立川第五中学校がカリキュラム・マネジメントを、南砂小学校が道徳教育をテーマに研究を行った。また、第五小学校を組織マネジメント推進校に指定し、研究を行った。	平成31年度以降も、新学習指導要領に係る研究テーマを指定し研究を行い、その成果を研究発表会で市内小中学校へ還元する。
		24	指導課	1－2 学習支援の充実【重点取組】	各学校における学習機会の拡充を支援するために学習支援員を派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、家庭等における学習習慣の定着に向けた支援を行います。	平成27年度から平成29年度まで実施した、「学力ステップアップ推進地域指定事業」において、放課後学習等で活用することにより、学力向上に資する取組を行った。	平成30年度から地域未来塾及びスタディ・アシスト事業に転換し、引き続き学習支援員や、塾等の民間教育事業者を活用した学習教室を実施した。また、平成30年度から児童・生徒の習熟度に応じた取組を行った。	平成31年度以降も、地域未来塾とスタディ・アシスト事業を実施し、児童・生徒の習熟度に応じた学習支援を充実させていく。
		24	指導課	1－3 学力向上施策の推進（学力向上推進委員会）	学力向上推進委員会を設置し、全小中学校から各1名の学力向上推進委員による学力向上施策の検討を進め、全ての児童・生徒の学力向上を図るための具体策の提案を行います。	平成28年度に「学力向上担当者連絡会」に名称を変更し、平成29年度まで実施していた「学力ステップアップ推進地域指定事業」における各学校の学力の分析や取組の共有、授業改善推進プランの活用について協議した。	学力ステップアップ推進地域指定事業は終了したが、平成29年度までの取組を継承し、年3回の学力向上担当者連絡会を開催した。そこで、本市の学力向上施策の説明や全国及び東京都の学力調査の分析、授業改善に関する協議等を行った。	各学校における全国及び東京都の学力調査の分析精度を高め、授業改善推進プランをより効果的に活用していく協議を行う。また、「立川スタンダード20習熟度別指導編」を今後開発するにあたり、その定着に資する協議を行い学力向上を図っていく。
		25	指導課	1－4 教員研修の充実	若手教員の資質・能力の向上や市内全ての教員の授業力向上のために、教員研修をさらに充実させます。また、課題や悩み等を抱える教員への指導・助言や相談を学校サポートセンター指導員を活用して行います。	初任から3年間行う若手教員育成研修に加えて、本市では4年次授業観察を実施し、若手教員の授業力向上を図ってきた。また、学校サポートセンター指導員を「学校経営支援主事」に改め、若手教員の授業観察を定期的に実施した。	平成29年度までの実績に加えて、平成30年度は学級経営研修会を開催し、学級経営力の向上を図るための研修会を増設した。	平成31年度以降も若手教員育成研修においては、回数を維持し若手教員の資質向上を図っていく。また、学級経営研修会の内容を充実させ、不登校やいじめ等の解決だけでなく、学校のミドルリーダーとして活躍できる教員の育成を図っていく。
		25	指導課	1－5－① 少人数指導臨時指導員の派遣	東京都の指導方法工夫改善加配による少人数指導に加え、算数・数学及び英語等において、少人数による学習集団を弾力的に編成し、個に応じた学習指導を充実させることにより、児童・生徒の学習内容の定着を図ります。	配置条件に該当する学校に本指導員を配置し、該当教科における個に応じた指導の充実を図った。	平成30年度は第三小と大山小の2校に配置し、習熟度別指導の充実を図った。	平成31年度以降も、学校の実情に応じて必要な学校に配置し、該当教科の学力向上を図る。
		25	指導課	1－5－② 習熟度別指導及び少人数指導の推進	算数・数学科において習熟度別指導を推進するとともに、英語科において少人数指導を推進することを通して、個に応じた指導の充実を図ります。	東京都が示す習熟度別指導ガイドラインに基づき、各学校で効果的な習熟度別指導を行う。学校訪問の際には、習熟度別指導が適正に行われているかどうかについて、指導主事等から指導・助言を行う等の方法で個に応じた指導の充実を図った。	平成29年度までの実績に加えて、習熟度に応じた施策として、「地域未来塾」及び「スタディ・アシスト事業」を行い、放課後等における取組を実施した。	平成31年度以降も「地域未来塾」及び「スタディ・アシスト事業」の充実を図る他、立川スタンダード20習熟度別少人数指導編の開発・活用を行っていく。
		25	指導課	1－5－③ 外国語指導助手の派遣	市立小・中学校における外国語活動及び外国語（英語）教育の充実と国際理解教育推進のため、外国語指導助手を学校に配置し学習指導補助を行います。	各学校の学級数に応じ、本指導助手を計画的に配置した。外国語活動及び外国語教育の充実を図ることができた。平成29年度の派遣日数は1940日であり、学級数増加に伴い、年々増加傾向にあった。	新学習指導要領移行期間に伴い、小学校外国語活動の時数を段階的に増やすため、配置日数も合計で2145日に増やし、外国語活動の充実を図った。	中学校においては新学習指導要領に基づき、外国語指導助手の更なる活用した授業改善を行うことで、生徒の英語力の向上を図る。小学校でも新たな時数に対応した配置を行い、英語・外国語活動における授業の質的向上を目指す。
		25	指導課	1－6 小中連携外国語活動の推進【重点取組】	平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とする国際都市化に向けた動向も踏まえて、小学校外国語活動の充実及び中学校英語教育との円滑な接続を図るために、小学校教員と中学校英語科教員及び外国語指導助手によるティームティーチングによる外国語活動を実施し、児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。	中学校における定期考査時等に、中学校英語科教員が校区の小学校に赴き、出前授業を全小中学校で実施した。それに伴い、学校の実情により後補充の対応も行った。	平成29年度までの取組を継続し、中学校区で英語科教員の出前授業を実施し、児童の外国語によるコミュニケーション能力向上を図った。	平成31年度も引き続き、小中連携事業の一環として全小学校で中学校教員による出前授業を実施し、児童のコミュニケーション能力向上を図っていく。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度までの取組状況	現状の課題と今後の事業予定
2	豊かな心を育むための教育の推進	30	指導課	2－1－① 人権教育の推進	児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させ、自分を大切にするとともに、他者も大切にしようとする態度を養うために、平成26（2014）年度東京都人権教育推進校における実践や研究の成果を、全市に広げていきます。	各学校の人権教育担当教員が、都内の人権尊重教育推進校の研究発表会に出席し、その成果を還元している。	平成30年度は国立市の人権尊重教育推進校の発表会に各学校1名が出席した。	平成31年度以降も、本市のみならず都内の人権尊重教育推進校の発表会に出席し、それを還元することで校内の人権教育推進を図っていく。
					全校で、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した研修を実施し、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」への取組を充実させるなど、人権教育の推進を図っていきます。	指導課で「人権教育推進者研修会」を開催し、各学校から人権教育担当者を1名出席させ、人権教育プログラムを活用した研修を実施した。また、いじめ解消・暴力根絶旬間において、いじめアンケートを実施し、人権教育の推進を図った。	平成29年度までの取組を継続し、人権教育推進者研修会を年3回開催した。	人権教育プログラムの活用を図るだけでなく、性的マイノリティ等の新たな人権課題に対する研修会を企画し、人権教育の推進をより一層図っていく。
		30	指導課	2－1－② 道徳教育の推進	児童・生徒の豊かな心を育成するために、道徳の全体計画及び年間指導計画に基づき、各校の道徳教育推進教師を中心にした指導体制を強化して、道徳の授業の充実と改善を図ります。また、道徳の時間を要として、全教育活動を通して道徳教育を推進します。	道徳の教科化に向け、各学校の道徳教育推進教師が中心となり、道徳の授業改善に取り組んだ。また、指導課では道徳教育に係る研修会を開催し、校内への還元を図った。	平成30年度から小学校では「特別の教科 道徳」として教科化された。12月に授業研究（研修会）を道徳教育推進教師等の参加で実施した。	小中学校とも道徳が教科化され、教科書の活用だけでなく「考え議論する道徳」の具体的な指導方法等を研究していく。
					「東京都道徳指導資料集」及び「私たちの道徳（文部科学省）」などの資料集を積極的に活用するために、道徳教育推進委員会における研修の充実を図ります。	東京都及び文部科学省の道徳教材の活用を図ると同時に、道徳教育推進委員会にて指導力向上の研修等を実施した。	小学校で「特別の教科 道徳」の教科書が配布され、「私たちの道徳」は今後配布されないこととなった。	小中学校とも道徳が教科化され、教科書の活用だけでなく「考え議論する道徳」の具体的な指導方法等を研究していく。
					道徳授業地区公開講座の内容の充実を図り、より多くの地域・保護者の方の参加を促し、地域・保護者と連携した道徳教育を推進します。	全校で道徳授業地区公開講座を開催し、地域・保護者と連携した道徳教育を推進した。	前年度までと同様に道徳授業地区公開講座を全校で開催し、地域・保護者と連携した道徳教育を推進した。	地域・保護者と連携した道徳教育の推進を図るために、意見交換会の充実を図っていく。
		30	指導課 （教育支援課）	2－2 いじめに対する未然防止・早期発見・早期対応【重点取組】	「立川市子どものいじめ防止条例（平成26（2014）年11月1日施行）」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を基に、市・学校及び保護者、市民が連携・協力して、組織的・継続的な児童・生徒の状況把握と即時対応の徹底を一層図っていきます。	いじめ防止基本方針については、国の改定に伴い、本市でも平成29年度に改定を行った。また、全校で学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について、組織的に対応した。	改定したいじめ防止基本方針に伴い、法に基づくいじめの定義を正確に捉え、小さいいじめを見逃さない取組の徹底を図った。	引き続き、小さいいじめを見逃さず、丁寧かつ早期に対応していく取組の徹底を図っていく。
					各学校においては、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」等の取組を充実させ、スクールカウンセラーも含めた「いじめ対策委員会」を設置して校内での組織的な指導体制を整えとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図るための指導を充実させ、いじめの未然防止に努めます。	各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に伴い、いじめ対策委員会が中心となった対応の徹底を図った。また、スクールカウンセラーを効果的に活用した指導の充実を図った。	いじめや不登校等の問題の解決を図るため、平成30年度から計画的にコミュニケーション能力向上を図る取組を行っており、今年度は6校の学校が取り組んだ。	今後、さらにコミュニケーション能力向上事業の実施校を増やしていき、いじめ・不登校等の問題の改善を図っていく。
		30	指導課	2－3－① 文化的行事の支援	全小・中学校を対象とした、連合展覧会（図工展・書写展）、連合音楽会（小・中別）を実施するとともに、文化的行事を支援し、児童・生徒の豊かな情操を育む教育の充実を図ります。	小中学校において連合行事を実施し、児童・生徒の豊かな情操を育む教育の充実を図った。	平成29年度までの取組を踏襲し、児童・生徒の豊かな情操を育む教育の充実を図った。	コミュニティ・スクールの全校導入に伴い、地域に開かれた教育課程の実現を図るため小学校の連合行事を廃止し、各学校単位で発表会を開催していく。
		31	指導課	2－3－② 伝統文化と国際理解の促進	国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを持つとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を通して日本の伝統・文化及び立川の伝統文化への理解及び国際理解教育を推進していきます。	各学校の地域人材を活用し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を通して日本の伝統・文化及び立川の伝統文化の学習を行った。	各学校において、平成29年度までの取組についてカリキュラム・マネジメントの視点で検討し、改善・充実を図った。	引き続き、各学校の実情を踏まえ、地域人材を活用し、日本の伝統・文化及び立川の伝統文化の学習の充実を図っていく。
					進んで地域の行事や活動に参加するよう促し、郷土や地域を愛する心情や態度を養い、次代を担う「立川市民」の育成に取り組めます。	平成29年度に「立川市民科カリキュラム」を作成し、立川市民科の充実を図った。	児童会・生徒会サミットの議題に「私が考える10年後の立川市」を議題として、児童・生徒が次代の立川について考える取組を行った。	各学校における立川市民科の取組を充実させるとともに、児童会・生徒会サミットの取組も充実させ、郷土や地域を愛する心情や態度を養っていく。
		31	指導課	2－4 安全教育の推進	身の回りにある危険を予測し回避する能力と地域社会の安全に貢献できる能力を育成するために、全校でセーフティー教室を実施するとともに「安全教育プログラム（東京都教育委員会）」を活用した安全教育の充実を図ります。	全校でセーフティ教室を実施した。また「安全教育プログラム（東京都教育委員会）」を活用し、各学校で作成した全体計画及び年間指導計画に基づく安全教育の充実を図った。	平成30年度は副校長研修会において、安全教育の専門家を招聘し、管理職に求められる安全教育の視点について研修を実施した。	各学校において危機管理マニュアルの改訂を行い、安全教育の更なる推進を図っていく。
		31	指導課	2－5－① 特色ある教育活動の支援	各校の実態に即した特色ある教育活動や地域・保護者との連携による教育活動を充実させるために、ネットワーク型の学校経営の推進を支援していきます。	立川市民科や職場体験等の活動を中心に、地域を活用した教育活動の充実を図った。	平成29年度までの取組に加え、平成30年度は五中校区及び八中校区の学校がコミュニティ・スクールを導入し、地域・保護者との連携による教育活動の充実を図った。	平成31年度より、市内全小中学校がコミュニティ・スクールを導入し、地域学校協働本部の活動の一層の充実とともに、より地域・保護者との連携による教育活動を推進していく。
		31	学務課	2－5－② 学校図書の実践と読書活動の支援	学校図書館の整備及び充実に向け、市立図書館の団体貸出しの活用を中学校にも拡大します。	市立図書館と連携し、除籍本活用の啓発を行った。また書棚に余裕のある学校から不足している学校へ書棚の移設を行う等、学校図書館の整備及び充実に向けた取り組みを行った。	平成29年度に引き続き、市立図書館と連携し、除籍本活用の啓発と活用を行った。	「学校図書館図書標準」の全校達成が現状の課題である。達成校と未達成校とで配当予算に差を設けたり、除籍本の活用をより一層進めていくことで学校図書館の整備及び充実に向けた取り組みを行った。
						小学校向け団体貸出用として910冊購入。団体貸出の利用は79,156冊。中学校約180冊購入し学期ごとに各中学校へ団体貸出をし学校図書館への支援に取り組んだ。	小学校向け団体貸出用として738冊購入。中学校88冊購入し学期ごとに各中学校へ団体貸出をし学校図書館への支援に取り組んだ。また児童書リサイクル本を各学校に配布して学校図書館蔵書数の増加を図った。	団体貸出用図書の買い替えを促進するとともに、児童、生徒の読書ニーズを把握していきたい。また、学校図書館蔵書数の基準達成に向けてリサイクル図書のより一層の活用を促していきたい。
			指導課		全小中学校で朝読書の取組を実施し、読書活動の推進を図った。また小学校では図書ボランティアによる本の読み聞かせを実施したり、中学校ではビブリオバトルを実施する等の取組を行う学校があった。	全小中学校で朝読書の取組を実施し、読書活動の推進を図った。また小学校では図書ボランティアによる本の読み聞かせを実施したり、中学校ではビブリオバトルを実施する等の取組を行う学校があった。	平成29年度までの取組を継続し、ビブリオバトルやブックトーク等の取組を各学校で積極的に取り入れ、多くの学校で読書活動推進に資する取組を行った。	新学習指導要領の実施に伴い、学校図書館の機能を充実させていくとともに、ビブリオバトルやアニメーションの取組等により、読書活動の一層の推進を図る。
					図書館	図書の時間や朝読書の充実とともに、保護者・地域ボランティアによる読み聞かせやビブリオバトル等の取組、市立図書館と連携した推薦図書の紹介や読書の啓発活動を通して、児童・生徒の読書の習慣化を図ります。	小学生の子どものクラスで読み聞かせをしている親を対象に読み聞かせ入門講座を2回開催、54名の参加があった。また各ボランティア団体が行っている小学校への読み聞かせの支援に取り組んだ。各種推薦図書の紹介パンフレット等を小中学校向け6種類発行して、全児童生徒に配布した。ビブリオバトルについては発表者4名、観覧者25名。	引き続き、小学生の子どものクラスで読み聞かせをしている親を対象に読み聞かせ講座を2回開催、33名の参加があった。各ボランティア団体が行っている小学校への読み聞かせの支援に取り組んだ。各種推薦図書の紹介パンフレット等を小中学校向け6種類発行して、全児童生徒に配布した。ビブリオバトルについては、従前閉館日に開催していたものを開館日に開催、全中学生へ案内チラシを配布した。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
2	豊かな心を育むための教育の推進	31	指導課	2－5－③ 社会との関わりを生かした活動の推進	各学校におけるごみ減量化に向けた取組や市立図書館が主催するPOP（ポップ）バトルやビブリオバトルへの参加、中学生の主張大会等への参加をさらに促し、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を通して、豊かな心の育成に努めます。	図書館主催行事や中学生の主張大会等に多数の生徒が参加し、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を通して、豊かな心の育成を図った。	平成30年度の中学生の主張大会では、3,174名の生徒が応募した。また、図書館主催の行事にも参加者があり、各教科等で学んだことを生かす取組が充実してきた。	中学生の主張大会や図書館主催の行事等の参加を促し、学校において学んだことを生かす場を設定していく。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度 of 取組状況	現状の課題と今後の事業予定
3	体力の向上と健康づくりの促進	36	指導課	3－1－① 体力向上事業の推進	教員の「授業力向上」を図るために、小・中連携教育活動及び小学校教育研究会、中学校教育研究会において授業研究、授業公開を実施し、指導法の工夫・改善を図り、児童・生徒の体力向上につなげます。	指導課訪問や授業力アップ研修等において、小学校体育及び中学校保健体育の公開授業を実施するほか、「立川市就学前スタンダード20」を開発し、発達段階に応じた指導の周知を図った。	平成29年度までの取組を継続し、小学校及び中学校において研究授業を実施し、授業力の向上を図った他、幼保小中連携推進協議会で情報交換を行った。	立川市及び東京都の教育研究事業等を活用し、体力向上に資する授業改善を進めていく。各小学校で幼稚園及び保育園と連携しながら、就学前についても様々な活動を通して体力向上を図っていく。
					「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を活用し、児童・生徒、保護者に体力向上及び生活・運動習慣の定着等への啓発を図ります。	東京都及び全国の体力調査を指導課で分析し、その結果を校長会等で各学校へ周知した。平成29年度までのデータを見ると、学年が高いほど運動能力が高いという結果が出た。	平成29年度までの取組を継続し、引き続き今年度のデータ分析を行った。平成30年度の結果では、小学校1年生において、体力合計点が低い児童の割合が減り、高い児童の割合が増えた成果が得られた。	平成31年度以降も、本調査の分析を行い、特に小学校低学年の体力向上に資する取組を充実していく。
					体育及び保健体育、休み時間等を活用し、各学校において特色ある実践を「一校一取組運動」として実施し、学校全体で体力の向上を組織的・計画的に取り組みます。	全小中学校で「一校一取組運動」を実施し、学校全体で体力向上の取組を実施した。また取組が優秀だった学校を「子供の体力向上推進優秀校」として東京都教育委員会へ推薦した。	平成29年度までの取組を継続し、全校で体力向上の取組を行った。平成30年度は第二小学校、上砂川小学校、立川第四中学校を「子供の体力向上推進優秀校」として東京都教育委員会へ推薦した。	現在の取組を継続して行うだけでなく、東京都及び全国の体力調査を各学校で分析し、各学校の課題に応じて改善を図りながら取り組んでいく。
		36	指導課 (スポーツ振興課)	3－1－② オリンピック・パラリンピック教育の推進	平成32(2020)年のオリンピック・パラリンピックを契機にオリンピック教育推進校を中心に、オリンピック・パラリンピアンと児童・生徒との直接的な交流を通して、運動・スポーツにより一層取り組むとともに、推進校以外の全ての小中学校においても、運動・スポーツへの興味・関心を高めるために、体育授業等の内容・方法の改善や、日常的な運動・スポーツの実践による健康増進に向けた取組の充実、地域との連携等による特色ある取組を実施し、さらなる体力の向上を図ります。	全小中学校がオリンピック・パラリンピック教育推進校として指定され、全校でオリンピック・パラリンピック学習を年間35時間位置付け取組を行った。また、一部の学校で東京都が実施するオリンピック・パラリンピアン派遣事業「夢・未来プロジェクト」を実施するほか、東京女子体育大学と連携し、市独自でオリンピック派遣を行った。また、児童会・生徒会サミットにおいて、各学校のオリンピック・パラリンピック教育をテーマに協議・報告を行った。	平成29年度までの取組を継続し、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた学習を全校で行った。また、東京都からの指定を受けているオリンピック・パラリンピック教育アワード校の取組について、立川第九中学校が発表会を開催し、取組を市内へ還元した。	各学校において、これまでの取組を充実・発展させ、児童・生徒のレガシーとして残す取組を行う。また、2020年の本番により多くの児童・生徒が観戦できるよう、東京都と連携した取組を充実させる。
		36	指導課	3－1－③ 中学生「東京駅伝」等の活用による体力向上	中学生「東京駅伝」大会に向けて、各中学校や市の予選会をはじめ、陸上競技経験者の外部指導員を活用した練習に取り組むとともに、民間企業との連携によるランニング教室に参加させる等、目標に向かって切磋琢磨し、持久力及び忍耐力等を育みます。	各学校における取組に加え、市でも予選会を開催し、体力の向上につながる取組になってきた。練習も教員が中心になり、練習計画を立て大会本番に臨むことができるようになった。	昨年度までの取組に加え、練習回数を増やすとともに、平成30年度は日本体育大学と連携し、より質の高い練習に取り組むことができた。	平成30年度の取組を継続し、各学校の体力向上につながるよう取組を充実させていく。
		36	指導課	3－1－④ 専門的な技能を有する人材の活用【重点取組】	基礎的・基本的な運動能力の向上を図るために、大学と連携した小学校体育授業の支援や体育協会等と連携した授業及び運動部の活動支援を行います。	東京女子体育大学と連携し、オリンピックの派遣事業を行った。	東京女子体育大学との連携によるオリンピック派遣事業の他に、アルパルク東京とも連携し、各学校への派遣事業の充実を図った。	平成30年度の取組を継続し、各学校の体力向上につながるよう取組を充実させていく。
		36	指導課	3－2－① 健康教育の推進	体育・保健体育科の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医等と連携した取組を推進します。	各学校において、学校医等と連携し喫煙防止授業等の健康教育を実施した。	独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び国家公務員共済組合連合会立川病院と連携した「がん教育モデル授業」を実施した。	新学習指導要領の実施に伴い、平成30年度に実施した医療機関と連携したがん教育を広く実施していく。
		36	学務課 (指導課)	3－2－② 学校や医療関係者と連携した健康指導の推進	養護教諭や学校医との連携を図り、学校保健会全体会や養護教諭部会における意見交換を通して、児童・生徒の心身の健康状態の把握に努めるとともに、児童・生徒に対する効果的な健康指導の方法を検討し、主体的に健康増進を考える習慣を身に付けさせていきます。	学校保健会理事会、各委員会、養護教諭連絡会での協議を通して、児童・生徒の健康の保持増進に関し活発な意見交換を行い、健康診断の実施方法等についても、学校医の助言を受け、適切な健診事業が行われ、健康づくりや健康保持につながった。	平成29年度に引き続き学校保健会理事会、各委員会、養護教諭連絡会での協議を通して、児童・生徒の健康の保持増進に関する協議に基づき、小中学校において色覚検査の啓発活動を行った。	法改正等による健診方法の変更など課題は山積している。また、実施する主体と方法を決定するにあたり、校長と学校医及び養護教諭の了解が必要不可欠であり、調整力が必要である。
		37	指導課	3－2－③ 基本的な生活習慣の定着	早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、学校の規則やきまりを守る等の基礎的な生活習慣の定着を図るために、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進するとともに、生活指導主任会等において教員対象の研修を実施します。	小中連携担当者連絡会を開催し、基礎的な生活習慣の定着を図るための協議を行った。また生活指導主任会においても研修を実施した。	平成29年までの取組を踏まえ、中学校区で改善・充実を図った。	学力調査や体力調査における結果を分析し、各学校の実情を踏まえた検証をする必要があり、その改善を今後図っていく必要がある。
					家庭との連携・協力を得る工夫を図り、生きる力の基盤となる食や睡眠等の生活習慣の定着を図ります。	小中連携担当者連絡会を開催し、基礎的な生活習慣の定着を図るための協議を行った。また生活指導主任会においても研修を実施した。	平成29年までの取組を踏まえ、中学校区で改善・充実を図った。	学力調査や体力調査における結果を分析し、各学校の実情を踏まえた検証をする必要があり、その改善を今後図っていく必要がある。
		37	学校給食課	3－3 PFI手法による質の高い給食の提供	PFI手法による民間事業者のノウハウを活用した学校給食共同調理場の運営を行政との協働により展開し、効率的に質の高い給食を提供していきます。	民間事業者と市とのパートナーシップにより、良質な給食の提供に努めるとともに、施設内の見学ルートなどを活用し、児童、保護者、市民等の見学会や試食会を実施した。市内の小学校の12校を対象として、A・B二つの献立グループに分け、市の栄養士が献立を作成し、委託事業者が調理を行い、効率的に質の高い給食の提供を行った。また、二度と食中毒を起こさないよう再発防止対策を徹底し、安全・安心な給食を提供した。	引き続き、民間事業者と市とのパートナーシップにより、良質な給食の提供に努めている。	学校給食共同調理場が供用開始してから、五年が経過し、厨房機器や設備などに不具合が多くみられるようになっており、安定した運営を行うために、事業者との話し合いのもと計画的な修繕が必要となる。
		37	学校給食課	3－4 単独調理校における調理施設の環境整備	「立川市公共施設保全計画」に基づく学校施設の大規模改修を行う際に、調理施設についても環境の整備を行っていきます。	平成27年度に第六小学校、平成28年度に第八小学校の大規模改修を行った際に、調理施設の環境整備を行った。また、平成29年度から、第五小学校の大規模改修を行う際に、調理施設の環境整備を行った(平成30年度にかけて改修を行う)。	平成29年度から引き続き、第五小学校の大規模改修を行った際に、調理施設の環境整備を行った。また、平成31年度に大規模改修が予定されている第七小学校に係る調理施設の環境整備について、学校、施設課と検討を行った。	大規模改修を行う予定のない単独調理校については、調理室内の厨房機器や設備などに老朽化が目立つようになっており、安全・安心な給食の提供のために早期の修繕が必要となる。
		37	学校給食課	3－5 食物アレルギー対策の徹底	食物アレルギーについては、小学校給食におけるアレルギー対応方針に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報の共有を徹底するとともに、調理、配膳等においても確認作業を徹底し、食物アレルギーを持つ児童に、安全・安心な給食を提供していきます。	行政・学校・保護者・調理関係者との情報共有のもと除去食・代替食などの対応を行った。 【食物アレルギー対応人数】 平成27年度：106 平成28年度：115 平成29年度：157	平成30年4月に改定した「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、食物アレルギーのある児童においしくて安全・安心な給食を提供している。	教室での配膳時における誤食を未然防止するために、担当教員、児童による確認作業が各学校でどのように行われているかの検証が必要である。 今後、学校訪問の際に確認していく予定である。
			学務課			「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報の共有を徹底するとともに、調理、配膳等においても確認作業を徹底し、食物アレルギーのある児童に、安全・安心な給食を提供した。また、学校と教育委員会が連携して、エビペン使用時等の対応も含めた緊急時シミュレーション研修を教職員等を対象に実施し、教職員が食物アレルギーに対して理解を深めることができた。	学務課・指導課・学校給食課が連携して、小中学校教員向けの食物アレルギー研修を合同で実施した。配膳時等におきやすい事故防止について各校の事例をもとにした事例研究を通して、アレルギー事故防止への理解を深めた。	引き続き、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報の共有を徹底し、食物アレルギーのある児童に、安全・安心な給食を提供するとともに、アレルギー研修等を実施し、知識の周知啓発に努める。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
3	体力の向上と健康づくりの促進	37	学校給食課	3－6 栄養バランスのとれた食事の提供と安全で良質な食材の確保	成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達を促し、健康増進を図るため、国の「学校給食摂取基準」や、立川市衛生管理基準などにに基づき、栄養バランスと安全・衛生に十分配慮して給食を実施していきます。	国の「学校給食摂取基準」に基づき栄養バランスのとれた給食を提供した。また、「立川市学校給食衛生管理基準」に基づき安全・安心な給食を提供した。	国の「学校給食摂取基準」や平成30年4月に改定した「立川市学校給食衛生管理基準」に基づき、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供している。	今後も継続して、国の「学校給食摂取基準」や「立川市学校給食衛生管理基準」に基づき、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供する。
					「立川市学校給食用材料調達事務要綱」に基づき、原則として国内産の安全で衛生的かつ良質な食材料を使用するとともに、地元農産物の使用率の向上にも取り組んでいきます。	安全・安心かつ良質な食材料を使用するために、入札時において製造工程表や産地証明書、遺伝子組み換えに関する書類等の確認を行い、平成29年度以降については、食品製造業者や納品業者の現場確認を実施した。	「立川市学校給食用材料調達事務要綱」に基づき、安全・安心かつ良質な食材料を使用するために、食品製造業者や納入業者の現場確認を実施している。	学校給食に使用している食材料全てについて、製造業者の施設設備や製造工程等の確認はできていないが、優先順位をつけ、現場確認を実施していく。また、食材納入業者に対して引き続き食材調達に関する管理について徹底するよう指導する。
		38	学校給食課	3－7 食育の推進	児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることを目的に、栄養士が学級担任等と連携し、チームティーチングにより、学校給食を活用した食教育の支援指導を行います。「食」を通して、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育めるよう、心とからだの健康づくりを推進します。	児童・生徒が食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けることを目的に、農業生産者の協力も得て、食教育を行った。 【食教育支援指導事業実施クラス数】 平成27年度 334 平成28年度 417 平成29年度 352	担当栄養士が市内の小中学校において学級担任や教科担任と連携し、チームティーチング方式で食に関する授業を実施している。また、市内農業生産者との連携による「野菜博士になろう」の授業を小学校10校で実施した。	小学校については、各学年年度に1回は食育授業を実施するよう学校に依頼をしているが、できていない学校が特に単独校に多い。また、中学校については、平成30年度末で4校の実施となっている。今後、単独校や中学校に対し、実施に向けて働きかけをしていく。
			産業観光課			緑育食育推進事業を活用し、立川市の若手の農業者団体「立川市農研会」に委託をして食育授業を実施。市内小学校10校、888名に授業を行った。	平成29年度と同様、緑育食育推進事業を活用し、立川市の若手の農業者団体「立川市農研会」に委託をして食育授業を実施。市内小学校10校、842名に授業を行った。	今後も同様に実施していく方針。
		38	学校給食課	3－8 中学校給食の改善の検討	中学校給食は、家庭からのお弁当か、市より委託を受けた民間事業者が調理したランチボックスによる給食の、どちらかを選択できる方式で実施しています。給食の喫食率は、平成17（2005）年度の68.1％をピークに年々減少しており、中学校給食の改善に向けた検討を行います。	給食内容の充実や提供方法の見直しについて検討を行ったが、平成29年度の喫食率は、43.9％であり、喫食率の向上には結びついていない。	中学校給食にかかるアンケート調査を実施した。	喫食率は、年々減少している状況にあり、アンケート調査の結果等をもとに喫食率の向上に向けた取り組みが必要である。

＜基本方針 2 教育支援と教育環境の充実～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～＞

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
4	特別支援教育の推進	43	教育支援課 (子ども家庭支援センター)	4－1－① 早期連携・早期支援の仕組みづくり【重点取組】	子ども家庭支援センターで実施している発達相談から、教育相談・就学相談に確実につなぎ、小学校における就学支援シートの活用や個別指導計画への反映、幼稚園及び保育園における早い時期からの支援の手だてを明確にして取り組んでいきます。 中学校への就学においても、各中学校区で実施してきた連携を生かし、実態に応じた連携を進めながら、特別支援学級間の連携についても、一層充実させていきます。	子ども家庭支援センターとの共催による就学相談説明会を、毎年5月に開催するとともに、子ども家庭支援センター長が就学支援等検討委員会に出席するなど、相談支援情報が途切れないよう努めた。その結果、平成29年度の就学相談申込み者90人のうち、市外通園等の10人を除く全員が、子ども家庭支援センターが早期支援していたケースとなった。就学支援シートの提出は、平成29年度（30年4月就学）では215件（提出率15.4％。H28実績：14.4％）に上っており、接続を円滑にするツールとして利用が増加している。小学校入学後の校内での支援シートの情報共有や、中学校における就学支援ファイルの活用については、就学相談員や教育支援相談員等が学校を訪問し、個別指導計画の作成や適応状況等を確認している。	子ども家庭支援センターとの共催で、年長児の保護者を対象とする就学相談説明会を開催（2回）したほか、ドリーム学園に教育支援課の相談員らが出向いて保護者へ相談の流れ等を説明した。 また、新規の取り組みとして、前年度（平成29年度）に就学相談を受けた保護者を対象に、満足度アンケートを実施（有効回答44／回答率50％）した。その結果、小学校への就学では「発達や行動に心配があって」との回答や、「発達相談で勧められて」などの回答が大多数であったことから、関係機関を対象とする研修の時期を、31年度の就学相談に先立つ31年3月に前倒して行うこととした。 小学校の特別支援学級から中学校への就学については、より円滑な移行や、指導・支援の連携が進むよう、中学校区ごとに交流行事等を行うことを推奨し、設置校長会等を通じて依頼した。	保護者からは、就学相談の期間短縮や負担軽減を求める声がある。就学先決定に至る相談プロセスに係る丁寧な情報提供や、必要書類の準備等について、年中児段階から周知していく。 就学前機関による就学支援シート・就学支援ファイルの作成について、統一的な判断基準の周知や情報量の均一化が必要である。保育者や教員に対する書き方の研修や、一層の理解啓発に取り組んでいく。 中学校に就学する保護者からは、中学校版の就学支援シートの開発要望がある。平成31年度より試行的に運用を開始する「サポートファイル（仮称）」の汎用性を高め、普及と活用シーンの拡充に取り組んでいく。
		43	教育支援課	4－1－② 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携	中学校を卒業した後の進路先等において、それまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じて進路先や関係機関との連携を行います。	特別支援教育コーディネーターに対し、卒業後の教育相談の利用案内や、たちかわ若者サポートステーション等の相談機関を紹介した。また、本人・保護者の希望に応じて、進路先や医療機関へ相談情報を提供し、卒業後の支援が引き継がれるように取り組んだ。	子ども・若者自立支援ネットワーク（子ども育成課所管）を通じた関係機関や関連部署との情報交換を定期的に行うとともに、教育相談や就学相談の中で、必要に応じて事業所の紹介や、「定時制・通信制等合同学校相談会（子ども育成課主催・教育委員会後援）」を案内した。 また、発達障害のある生徒を対象に通級指導を行っている都立秋留台高校を視察した。	平成31年度より試行的に運用を開始する「サポートファイル（仮称）」について、中学校卒業後の学校生活や就労までも情報を引き継げるよう、フォーマットの開発を検討する。
		43	教育支援課	4－1－③ 特別支援教育に関わる関係機関との連携	教育委員会だけでなく庁内の障害者福祉や健康担当課、外部の医療機関や福祉施設等とネットワークを構築し、定期的な連絡会を通じて特別支援教育の推進に関わる協議を行います。	庁内の関係部署や、幼稚園・保育園、社協、市内医療機関、小・中学校長、近隣の都立特別支援学校で構成する「特別支援教育連絡会」を、年3回開催した。平成29年度を初年度とする第2次特別支援教育実施計画や発達支援計画の進捗状況について点検・協議を行ったほか、関係機関の情報共有や意見交換を積極的に行った。	市内医療機関、介助事業者（社会福祉協議会）、都立特別支援学校長、市内小中学校長および庁内関係課（子育て、福祉、保健医療、教育）を構成員とする連絡会を、年3回開催した。 平成29年度は子ども育成課長、30年度からは、都立武蔵台学園（知的部門）に加えて、都立村山特別支援学校（肢体不自由部門）の校長先生にもご参加いただき、構成員の拡充を図った。	現在の委員は関係機関のみで構成しているが、保護者や障害当事者を交えた「特別支援教育推進協議会」を設置している自治体がある。 平成31年度は、平成32（2020）年度を初年度とする第3次特別支援教育実施計画の策定作業に取り組む。計画の策定検討委員会や、関連する個別計画の策定検討状況等と連携・整合を取っていく。
		43	指導課	4－2－① 学校における計画的な特別支援教育の推進	校内研修の内容の相談や講師派遣について対応し、各校の特別支援教育の取組を支援します。また、個別的教育支援計画、個別指導計画の作成を推進し、理解啓発に努めます。	特別支援教育や発達障害、合理的配慮の理解など、学校からの要請に応じて講師派遣を行い、教員の特別支援教育への理解を深めた。また、全校の校内委員会に出席し、各学校の体制状況を把握するとともに、各学校に効果的な会議運営等について情報提供を行い体制整備につなげることができた。	校内のユニバーサルデザイン化や特別支援教育におけるICTの活用など、学校からの要請に応じて講師派遣を行い、授業改善等につなげることができた。また、校内委員会に出席し、個別指導計画等の作成について助言を行うことができた。	引き続き、教育支援相談員等を積極的に派遣し、各学校への支援を行う。それによる、特別支援体制の整備や個別指導計画等の作成を促進していく。
		43	教育支援課	4－2－② 特別支援学級等の整備及び充実	今後の児童・生徒数の推計を基に、知的障害特別支援学級の設置を検討します。	第九小学校くわのみ学級の過密状態と、市内特別支援学級間の児童数格差を緩和するため、松中小学校に知的障害特別支援学級「まつのみ学級」を開設することとし、平成30年4月に向けた準備を進めた。	平成30年度は、松中小学校に知的障害特別支援学級・まつのみ学級（2学級）を開級したほか、市内すべての小学校に、特別支援教室キラリが設置された。 並行し、31年度より指導を開始する中学校の特別支援教室プラスの開設準備を行い、当該校の生徒の利用相談や、教職員・保護者等への理解啓発に取り組んだ。	まつのみ学級の開設を機に通学区域を分割したことで、一部の児童はくわのみ学級から転校し、新入学の1年生は例年より半減した。しかし、その後も、くわのみ学級の通学区域の中で、通常の学級からの転学が相次いでおり、くわのみ学級の過密状態が継続しているため、将来の児童数の推移に注視しながら、校区の再編を検討する必要がある。
				小学校の情緒障害等通級指導学級を利用する児童数の増加に対応するため、平成28（2016）年度に導入予定の「特別支援教室」に向け、市として課題の把握、解決に向けた検討を実施し、設置に向けた準備を行います。	平成27年度に、「特別支援教室のあり方検討委員会」を設置し、10月よりモデル校5校にて試行的な指導を開始。平成28年4月より本格実施し、初年度に8校、平成29年度に8校（計16校）にて導入。平成30年4月の全校設置に向け、指導環境の整備や校内の理解啓発に取り組んだ。	平成30年4月をもって、3か年にわたる小学校への順次導入が完了し、全19校に「特別支援教室キラリ」が設置された。 ＊特別支援教室キラリ利用児童数 H31.2末現在：351名 また、小学校での実践を参考に、東京都のガイドラインに沿い、平成33年4月までに中学校全校に拡充するため、検討組織を設置。計12回の検討作業を行いながら、市内2校で先行実施するための準備に取り組んだ。	在籍校で指導を受けられる利便性や、相談のしやすさ、保護者間のロコミの広がり等を背景に、利用希望者が大きく伸びている。（H27.5現在：172人→H30.1現在：352人）通常の学級担任との連携による個別指導計画を基にした指導目標の明確化や具体化を進め、一定期間での効果を検証し、指導終了につなげていく。	
				特別支援学級については、就学児を対象とした説明機会を充実します。	小学校での適切な支援を円滑に中学校に引き継ぐため、中学校の通級指導学級3校において、小学6年生の保護者を対象とする説明会を、毎年秋に開催した。平成29年度参加者数：3校合計21人。	中学校の通級指導学級設置校3校において、小学6年生の保護者を対象とする説明会を延4回開催し、より早期からの利用相談を進めた。これにより、平成31年4月時点の通級及び特別支援教室プラスを利用する新中学1年生が22名（前年同時期9名）と大きく伸びた。	知的障害特別支援学級への就学を検討している保護者からは、「特別支援学級と、特別支援学校の違いを詳しく知りたい」、「いろいろな学校で体験してみて、最も合う学校を選びたい」との要望が寄せられている。平成31年度より、特別支援教室キラリの見学説明会を全小学校で実施するほか、知的障害特別支援学級の紹介コーナーを就学相談説明会の会場に設けるなど、機会の充実をさらに進めていく。	

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
4	特別支援教育の推進	44	教育支援課	4－2－③ 教員等の専門性向上	特別支援教育に関する教員の専門性向上のため、市が開催する研修を体系化し、内容の充実や特別支援学校との連携を図ります。また、特別支援教育支援員や介助員等の研修を充実していきます。	平成29年4月より、教育支援課と指導課が配置していた類似する支援員等の制度を一本化しました。これにより、学校での柔軟かつ臨機応変な人材の活用が行えるようになったほか、人権意識や対応力の向上等をテーマとする研修を、より体系的・効率的に実施しました。	知的障害特別支援学級の専門性向上プランに基づき、授業研究に武蔵台学園のコーディネーターが参加し、指導内容等について、具体的に指導・助言をいただいたほか、武蔵台学園の学校訪問も行い、施設の見学や教材開発等について学ぶ機会を設けた。平成30年度は、まつのみ学級の開級を機に、東京都の「専門性向上事業」による補助金を活用し、定期的な訪問指導を受けながら、教具の充実を図った。 また、特別支援学級の臨時指導員や学校介助員の研修機会を設けるとともに、通級指導学級や特別支援教室の拠点校のニーズに合わせ校内研修が行えるよう、講師謝礼の予算を確保した。	教育支援課が所管している介助事業では、直営（市臨時職員）によるものと、委託（事業所スタッフ）によるものが混在しているため、研修時期や内容、受講機会等に差が生じないよう、一本化または相乗りを検討していく。
			指導課			「特別支援学級専門性向上プラン」に基づき、小・中学校一校ずつ、知的障害特別支援学級の公開研究授業を実施した。準備段階から教育委員会と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが指導・助言を行うことで、授業改善につなげることができた。また、介助員等には、社会福祉協議会と連携し年間2回の研修を実施した。	都の「特別支援学級の専門性向上事業」を活用し、長期休業中に連携して研修を実施した。また、月2回程度、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとともに授業訪問を行い、特別支援学級教員の指導力の向上に努めた。介助員等には、社会福祉協議会と連携し年間2回の研修を実施した。	引き続き、特別支援学校と連携した専門性向上への取り組みを行っていく。また、新学習指導要領に基づいた個別指導計画等の充実と教育課程の実施に向けて支援を行う。
		44	教育支援課	4－2－④ 巡回相談の充実【重点取組】	教育相談員（心理職）を定期的に学校に派遣し、支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握の支援や、教員の指導に対する助言等を行います。さらに、医師や言語聴覚士等の専門家相談についても検討・実施します。	教育相談員（心理職）による小・中学校への巡回相談を通年で実施し、児童・生徒の行動観察や見立て、指導への助言、校内委員会での情報共有等（H29実績：546回/延14,257件）に対応しました。 また、平成28年度より、言語聴覚士による学校訪問を開始し、医療や通級指導につながって児童・生徒の観察や助言を行いました。（H29実績：10校）	平成31年2月末までに、教育相談員（心理職）による小・中学校への巡回相談を409回実施し、児童・生徒の行動観察や見立て、指導への助言、校内委員会での情報共有等を行っている。 また、言語聴覚士については、平成31年2月末までに延10校を開始し、医療や通級指導につながって児童・生徒の観察や助言を行った。	平成26年6月より、学校巡回を行う教育相談員を専任で配置してきたが、子ども未来センターへの来室相談が飽和状態にあること、緊急支援に対応できるスキルをすべての心理職が備える必要があること等から、31年度より専任制度を見直し。学校からの要請に応じて訪問する、随時対応に移行する。言語聴覚士の巡回相談では、教員への助言に留まらず、児童・生徒への直接的な指導や継続的なトレーニングを望む声が学校から寄せられている。また、医療機関の地域支援事業を活用した主治医の学校派遣について、さらなる推進が求められている。
		44	指導課	4－3－① 交流及び共同学習の推進	各学校の実態に応じて、交流や共同学習を実施します。取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対して積極的に情報発信を行うとともに、さまざまな学習場面を通して、特別支援教育について児童・生徒の理解を深めていきます。	新学習指導要領に基づき、市内全校の教育課程に交流及び共同学習を位置付け、保護者の理解のもと学校行事等での交流活動を推進した。また、校長会等で交流の好事例を提供し、交流活動の具体的な進め方や、保護者の理解に基づく交流の在り方について理解を促進した。	新学習指導要領に基づき、市内全校の教育課程に交流及び共同学習を位置付け、保護者の理解のもと学校行事等での交流活動を推進した。また、校長会等で交流活動の進め方や個別指導計画上の位置付け等を周知し、計画的で効果的な交流の在り方について理解を促進した。	平成30年度の取組を引き続き行っていく。また、交流及び共同学習を活用した特別支援学級での授業の充実について、担任研修等を通じて検討していく。
		44	教育支援課	4－3－② 副籍制度の実施	特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて副籍制度による交流を実施します。取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対して積極的に情報発信を行います。	平成27年度より、東京都の制度に沿い、特別支援学校に就学する児童・生徒は、原則として全員が地域指定校を持つこととなりました。就学・転学相談の過程で保護者に丁寧なご説明を心がけるとともに、より早期からの副籍交流が実現できるよう、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等の機会を通じた理解啓発に取り組んでいます。 H29実績：特別支援学校通学者67名のうち 直接交流：21人、間接交流：20人、希望なし：26人	副籍交流について、より具体的にイメージしていただけるよう、就学相談の中で地域指定校の選定や交流事例等を保護者にお伝えした。また、校長会での情報提供や、特別支援教育コーディネーター研修に都立特別支援学校のコーディネーターが参加して具体例をお話いただくなど、より早い段階から受入れ先の学校でも準備に着手できるよう、支援した。	副籍交流を希望しない児童・生徒が微増している。また、通常の学級との交流だけでなく、特別支援学級での直接交流も希望する声がある。
			指導課			年度初めに、副籍交流の希望者数等について校長会で周知し、各学校の交流への意識付けを行った。また、直接交流を行う際の配慮事項の確認や環境の調整に教育委員会が加わり、学校と特別支援学校との連携を円滑に行うことができた。交流には教育委員会も同席し、安全に交流活動が実施できた。	年度初めに、副籍交流の希望者数等について校長会で周知し、各学校の交流への意識付けを行った。また、直接交流を行う際の配慮事項や補助具等について、教育委員会が特別支援学校と調整することで、安全に交流活動が実施できた。	今後も、副籍交流の充実に向け各学校への情報提供を積極的に行う。また、交流時の保護者負担の軽減について、特別支援学校とも連携し取り組んでいく。
		44	教育支援課	4－3－③ 特別支援教育講演会等の開催	特別支援教育の推進、理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に講演会を開催するほか、市広報やリーフレットを活用した情報発信に取り組みます。	発達障害に対する正しい知識の普及と、理解を深めてもらうことをねらいとする公開講座を開催した。 ＊H28.3開催「発達に課題のある子どもを理解する」 講師：飯野雄大氏（白梅学園大学） ＊H29.3開催「早期支援を学校につなぐ」 講師：坂倉理恵氏（小平市立第六小学校長） また、特別支援教室キラリの導入を機に、保護者会等の機会を活用し、リーフレットの配布や呼びかけ等を行った。	発達障害に対する正しい知識の普及と、理解を深めてもらうことを目的にリーフレットを新規に作成し、就学時健診を受診する保護者等に配布した。 また、特別支援教育に関する理解と、関係機関の役割の認識を深めていただくため、講演会を開催する予定。 ＊H31.3.11開催予定「保護者に“寄り添う”相談とは？」 講師：中川信子氏（子どもの発達支援を考えるSTの会代表）	文部科学省「トライアングルプロジェクト」の研究報告に基づき、発達障害の基礎的知識や相談窓口等を掲載したリーフレットを30年10月に作成。就学時健診等の機会を活用し、保護者に配布した。今後、掲載情報の充実や更新の仕組み、発信方法について研究していく。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度 of 取組状況	現状の課題と今後の事業予定
5	学校運営の充実	48	指導課	5-1-① 児童・生徒の学校生活の充実に向けた支援【重点取組】	児童・生徒の悩みや課題へのきめ細かい対応や特別な配慮を要する児童・生徒への支援を行うために、スクールカウンセラーやハートフルフレンド等を活用します。	東京都教育委員会で採用したスクールカウンセラーを全小中学校に配置し、児童・生徒へのきめ細かい対応にあたった。ハートフルフレンドは平成29年度より学校支援員に統合し、個別の対応が必要な児童・生徒の対応を行った。	平成29年度 of 取組を継続した。	平成31年度以降も継続して実施していく。
			教育支援課		学校生活協力員や学校・学級特別指導員等の各種人的支援事業を再編成することにより、児童・生徒の課題に即した支援の充実に向けた検討を行います。	【再掲】平成29年4月より、教育支援課と指導課が配置していた類似する支援員等の制度を一本化した。これにより、学校での柔軟かつ臨機応変な人材の活用が行えるようになったほか、人権意識や対応力の向上等をテーマとする研修を、より体系的・効率的に実施した。	特別支援学級に配置している指導員については、年1回、専門研修（有料）への参加機会を確保するとともに連絡会を開催し、研修報告や各校の課題を共有する場を8月に設けた。また、特別支援学級の臨時指導員や、通常の学級で見守り支援等を行っている介助員についても、人権等をテーマとする研修を開催し、専門性の確保に努めた。医療的ケアを必要とする児童の看護にあたっている従事者については、専門的かつ最新の医療状況に即したケアを行うため、児童の主治医を招いた専門研修を実施した。	通常の学級における医療的ケアの必要な児童や、障害の多様化・重複化の傾向が見られる。安全面の確保や、合理的配慮の持続性・迅速性を担保するため、支援者の増員について、学校や保護者から要望の声がある。介助員を配置している児童・生徒の支援会議を定期的に開催し、適切な支援の内容や範囲を関係者間で協議していく必要がある。
			指導課			平成29年度より各種人的支援事業を「学校支援員」に統合し、児童・生徒の課題に即した支援を行った。	平成29年度 of 取組を継続した。統合したことにより、学校の裁量で人的支援を活用できるようになった。	平成31年度以降も継続して実施していく。
		48	指導課 (子ども家庭支援センター)	5-1-② スクールソーシャルワーカーの活用	いじめや不登校等の悩みや課題のある児童・生徒及び保護者への支援を行うために、スクールソーシャルワーカーのさらなる活用や、学校と家庭が連携した取組のほか、子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員などによる地域での支援を通して、児童・生徒が抱える悩みや課題の解消及び児童・生徒の学校生活の充実を図ります。	いじめや不登校等の悩みや課題がある児童・生徒及び保護者へ支援するため、家庭訪問を積極的に行い課題改善に努めた。	平成30年度は新たに文部科学省の委託事業の委託を受けたことで、スクールソーシャルワーカーの配置数を増やし、課題の早期発見、早期解決に努めた。	年々スクールソーシャルワーカーへの各学校からのニーズが高まっている実態を踏まえ、より効果的な動きをすることができると研究していく。
		48	教育支援課	5-1-③ 適応指導教室の充実	不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、適応に向けた支援を行うために、適応指導教室（小学生：おおぞら、中学生：たまがわ）の充実を図るとともに、在籍校と連携した不登校の改善及び解消に向け取り組みます。	適応指導教室の体験申込みと合わせて、教育相談のご利用をご案内し、保護者や本人のカウンセリングやプレイセラピーを行うとともに、適応指導教室との連絡会を毎月開催し、当事者家族の支援に取り組んだ。	適応指導教室の利用申込みのあった児童・生徒および保護者の教育相談を実施した。また、教育相談員と適応指導教室の心理職とが月に1度は一堂に会し、児童・生徒の情報共有や、今後の学校復帰に向けた役割分担等について検討するため、連絡会を開催した。	適応指導教室と教育相談の役割分担を明確化するとともに、支援状況や在籍校復帰に向けた全体像をコーディネートできる人材の配置が必要とされている。
			指導課			平成29年度 of 利用児童・生徒数は小学生13名、中学生26名となっており、増加傾向である。これらの児童・生徒に対して在籍校と連携し復帰に向けた取組を行い、その結果小学生3名、中学生4名が学校に復帰できた。	平成29年度までの取組に加え、不登校等対策連絡協議会を開催し、適応指導教室職員と学校、スクールソーシャルワーカー、社会福祉協議会等関係機関が不登校改善 of 取組のための協議を行った。	平成31年度以降、不登校 of 状況に応じて不登校特例校（分教室型） of 設置について検討していく。
		49	教育支援課	5-2 教育相談の実施	子どもの養育上・教育上 of 問題について、保護者の不安や心配ごと、子ども自身の悩みについて相談に応じるとともに、学校や関係機関等と連携を図りながら、家庭教育の支援と主訴の改善を図ります。	子ども未来センターにおいて、5名の教育相談員が、月曜から土曜まで（9時～17時）、保護者や児童・生徒の相談に対応した。H29実績：来所相談515件／延活動件数3,827件。電話相談345件。相談終結率：32.6％。	教育相談 of 予約が取りにくくなっている状況を改善するため、平成30年4月より、巡回専任相談員を子ども未来センター内の教育相談員に配置換えし、6名体制で来所や電話でのご相談に対応している。平成31年2月末までの実績：来所相談533件／電話相談320件。	【再掲】相談件数が増加の一途であり、相談 of 予約が取りにくい状況が続いている。子ども未来センター of 開設当時と比較して、教育相談は2倍（H24：251件→H29：515件）、発達相談は3.3倍（事業開始H25：441件→H29：1,454件）に達しており、市民ニーズに十分対応しきれていない。
					小・中学生や保護者のライフスタイルやコミュニケーションツールが変化していることを踏まえ、相談体制のあり方について検討します。	東京都が開設した、コミュニケーションアプリLINEによる相談や、近隣市での相談時間の延長（18時までの相談）事例について情報収集を行っている。	近隣市 of 情報収集は継続的に行っているが、相談 of 受付時間や相談方法の選択肢が広がることで件数が分散され、相談員 of 人数や勤務体制を見直す必要が生じている実態がある。本市の場合、従来の受付時間内においても予約が取りにくい状況が慢性化しているため、現時点で受付ルートを拡充することは慎重な検討が必要と思われる。	時間延長に対応している自治体はあるが、土曜日が閉庁であったり、朝の開始が10時から（本市より1時間遅れ）であるなど、本市 of サービスとは一概に比較しにくい面がある。また、相談 of 予約がなかなか取れない飽和状態が続いており、新たな体制に移行または拡充することに課題が大きい。
		49	指導課	5-3-① 学校運営 of 充実に向けた支援	学校図書館及び中学校部活動 of 充実や宿泊行事における児童・生徒 of 安全・健康管理 of 充実を図るために、専門的な知識や技能を有する人材を学校に派遣することにより、学校運営への支援を行います。	学校図書館支援員を配置し、各学校の図書館 of 整備や教材準備 of 支援等を行った。そして、宿泊行事においては看護師を派遣し、学校運営への支援を行った。さらに部活動外部指導員を必要に応じて配置し、生徒への技術指導や安全管理等を行った。	平成29年度までの取組に加え、部活動では新たに部活動指導員を配置し、対外試合 of 引率等も行えるようにした。	新学習指導要領に基づき、学校図書館 of センター機能を充実させるべく、学校図書館支援員 of 質 of 充実を図る。また、持続的な指導体制を確立するため、部活動指導員をさらに配置していく。
		49	(指導課) 教育総務課	5-3-② 学校事務 of 共同実施 of 推進	学校事務における業務処理 of 共有により、組織的かつ効率的な学校運営体制 of 充実を図るために、学校事務 of 共同実施に向けた検討及び試行を行います。	一小に「立川市南部学校共同事務室」を開設するための、環境整備を行った。	4月1日、拠点校 of 一小に「立川市南部学校共同事務室」を開設し、都事務正規職員7人を配置、また、拠点校及び連携校（三小、四小、六小、七小、新生小、立川一中、立川三中、立川八中） of 学校事務室には支援職員（各校1人）を配置し、学校事務共同実施 of 運用を始めた。	学校事務室における支援職員と市事務嘱託職員 of 事務の平準化と北部地域への共同実施をどのように展開するかが課題である。
		49	指導課	5-4 小学校社会科副読本・中学校社会科資料集 of 配付	小学校社会科副読本や中学校社会科資料集は立川市の歴史や文化など、郷土を学ぶ学習に不可欠な教材となっています。立川市民科 of 指導資料としてのさらなる活用を図るため、内容 of 充実を図っていきます。	平成29年度まで毎年度小学校及び中学校 of 改定を行い、内容 of 充実を図った。	平成30年度は特に取組を行っていない。	平成31年度に新学習指導要領 of 実施に伴う小学校 of 改定を行う。今までの社会科副読本 of 内容に加え、立川市民科としての活用を見据え改定していく。
		49	学務課	5-5 就学援助費及び就学奨励費等の適切な運用	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒 of 保護者に対し、給食費、校内・郊外活動費等を助成し、就学援助を行うことにより、義務教育を保証するために必要な援助を実施します。また、特別支援学級に在籍又は通級指導学級に通級している児童及び生徒 of 保護者等に対し、特別支援教育就学奨励費として、通学費、宿泊学習参加費等の援助を行います。日光移動教室や修学旅行など、宿泊を伴う学校行事 of 実施で保護者の経済的負担が大きくなることへの対応として、父母負担軽減措置 of 実施も継続していきます。	立川市在住で国公立の小・中学校に在籍している要保護及び準要保護世帯 of 児童・生徒 of 保護者に対し、学用品・通学用品費、給食費、校外活動参加費、入学準備金等の必要な援助を行った。また、日光移動教室や修学旅行など、宿泊を伴う学校行事 of 実施で保護者の経済的負担が大きくなることへの対応として、就学援助費受給世帯を除いた児童・生徒 of 保護者に対し、父母負担軽減補助金を支給した。	平成29年度に引き続き、必要な支援を実施した。	生活困窮世帯を援助する観点から、認定に係る判定基準を、平成24年4月現在の生活保護基準と収入による判定で据え置くことにより、認定世帯を減らさないようにしている。準要保護世帯については国庫補助が見込めないため、生活保護基準 of 改正等に伴う単価増が、市の財政的負担となり、課題である。
			教育支援課			特別支援学級に在籍している児童がいる世帯等に対し、学校教育に係る費用の一部（通学費、給食費、宿泊学習参加費等）を支給した。一時的に費用負担が重なる新入学時の学用品・通学用品費について、29年度は支給額を増額して実施した。	平成30年度は、国 of 就学援助制度 of 改定に伴い、新入学生用品・通学用品費 of 支給額を、小学校は@20,470→@40,600へ、中学校は@23,550→@47,400へ引き上げて支給した。	事業 of 内容（対象者、支給項目、支給額等）については、国の基準に沿って実施しているが、社会 of 経済動向を反映した増額改定が続いており、動向に注視していく。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度 of 取組状況	現状の課題と今後の事業予定
6	教育環境の整備	53	教育総務課 (施設課)	6－1 計画的な学校施設の 改修【重点取組】	学校施設の長寿命化を図るとともに、より良い教育環境を整備するため、「立川市公共施設保全計画」に基づく学校施設の大規模改修等を進めていきます。	平成27年度から平成28年度にかけて第六小学校、平成28年度から平成29年度にかけて第九小学校の大規模改修事業を実施した。また、平成29年度に第五小学校の大規模改修工事に着手した。	平成29年度に着手した第五小学校の大規模改修事業を引き続き実施するとともに、南砂小学校の大規模改修事業に着手している。	現状の課題としては、公共施設改修の考え方が見直され、立川市公共施設保全計画が一旦保留されている。また、今後の予定としては、平成31年度から第七小学校の大規模改修事業に着手する予定である。
					予防保全の観点から施設、設備の日常点検を実施し、危険個所や不具合がある場合は緊急修繕を行うとともに、教育上支障が生じることがないように施設、設備の修繕を実施します。	施設や設備を日常的に点検し、危険個所など緊急性を考慮し、順次修繕を行った。	施設や設備を日常的に点検し、危険個所など緊急性を考慮し、順次修繕を行った。	施設や設備の老朽化が進んでおり、大規模な改修が必要である。
					トイレについても大規模改修において乾式化、洋式化に改修するとともに、臭い等の課題については、民間の研究事例等を参考として試行的な取組を実施、検証し改善を図ります。	平成26年度に第九小学校、平成27年度に第六小学校、平成28年度に第八小学校、平成29年度に第二中学校のトイレの全面改修を実施した。また、平成29年度に第三小学校、西砂小学校、柏小学校及び上砂川小学校の大便器の洋式化、床の乾式化、小便器交換の部分改修を実施した。また、平成26年度に試行的にけやき台小学校の床の排水口にドライ式トラップを設置し、その後小学校10校、平成27年度に中学校6校でドライ式トラップを設置し、臭いの改善を図った。	第五小学校のトイレの全面改修が完了し、また、第十小学校、幸小学校、松中小学校、新生小学校、第三中学校及び第四中学校の部分改修を実施した。	平成31年度中に全ての小中学校の乾式化、洋式化の改修が終了する。（現若葉台小学校は乾式化のみ）
		54	教育総務課	6－2 特別教室等への空調機設置	大規模改修を行う際は、空調機が未設置の特別教室等へ空調機を設置します。また、管理諸室等の老朽化した空調機についても順次更新するとともに、学校からの要望を踏まえ、優先度を勘案し、特別教室等への空調機の設置を検討します。	特別教室については、平成26年度に第九小学校、平成27年度に第六小学校、平成28年度に第八小学校の大規模改修時に設置し、その他平成28年度から計画的に空調機を設置し、小学校6校、中学校8校に空調機の設置が完了した。また、管理諸室については、平成26年度に第三小学校、第四小学校、南砂小学校、平成27年度に第二小学校、第十小学校、上砂川小学校、第二中学校、第五中学校、第九中学校、平成28年度に大山小学校、柏小学校、第三中学校、第八中学校の空調機を更新した。	第二小学校、第三小学校及び第五小学校の特別教室に空調機を設置した。また、旧けやき台小学校より若葉台小学校へ空調機を移設した。	平成31年度に8校の小中学校の特別教室に空調機を設置し、全小中学校に設置が完了する予定である。また、近年の猛暑により体育館への空調機設置も求められている。
		54	教育総務課	6－3 学校における校庭の 芝生化	現在、小学校7校で校庭の一部を芝生化していますが、学校施設の大規模改修の際は、仮設校舎を撤去した後に校庭整地とともに校庭の芝生化を図ります。	平成26年度に第一小学校、平成27年度に第九小学校、平成28年度に第六小学校、平成29年度に第八小学校の校庭の一部を芝生化した。	平成30年度は対象校なし。	平成32年度に若葉台小学校新校舎建設に併せ校庭の一部を芝生化する予定である。
					P T A、地域団体の協力を得ながら芝生の育成と管理を行っています。	委託業者による芝生の維持管理を行い、また、地域団体等の協力を得ながら芝刈り、散水、除草作業などを行った。	委託業者による芝生の維持管理を行い、また、地域団体等の協力を得ながら芝刈り、散水、除草作業などを行った。	引き続き育成と管理をする必要があるため、地域団体等の協力が必要な状況である。
		54	教育総務課 (防災課 下水道工務課)	6－4 災害時の避難所機能の 整備	学校施設は災害時には地域住民の一次避難所となるため、大規模改修の際は非構造部材の耐震化と非常用発電設備を設置します。また、体育館の非構造部材（照明器具、バスケットゴール）については、平成27（2015）年度までに全ての小中学校で耐震化を実施します。	平成27年度に体育館の非構造部材耐震化工事を行い、全小中学校のバスケットゴール及び照明器具の落下防止対策が完了した。また、平成29年度に第一中学校の体育館の吊下げバスケットゴールを耐震ユニット付きに更新した。	第二中学校の体育館の吊下げバスケットゴールを耐震ユニット付きに更新した。	平成31年度に第五小学校、第七小学校の体育館の吊下げバスケットゴールを耐震ユニット付きに更新する予定である。
					平成26（2014）年度に小学校2校、中学校9校にマンホールトイレを設置しましたが、平成27（2015）年度と28（2016）年度に残る小学校18校と旧多摩川小学校へマンホールトイレを設置し、災害時の避難所機能の充実に向け整備を進めます。	平成26年度に小学校2校、中学校9校、平成27年度に小学校10校と旧多摩川小学校、平成28年度に小学校8校へマンホールトイレを設置し、全小学校に設置が完了した。	全小中学校にマンホールトイレを設置した。	
			下水道工務課		災害時の避難所機能の充実に向け平成26（2014）年度から平成28（2016）年度の3年間で小学校及び中学校等にマンホールトイレを設置しました。これにより一次避難所に指定されている小中学校（旧多摩川小学校を含む）30箇所への整備が完了した。			
		54	学務課 (指導課)	6－5 学校備品の整備	小・中学校の高額備品に老朽化が目立っているため、学校に対して整備の優先度を調査し、備品購入計画を作成します。これに基づいて備品の購入を図ると共に、学習指導要領の改定などにより備品の種類や数量が変更となった場合についても、購入計画を修正して対応していきます。	学校に対して整備の優先度を調査し、購入計画を作成し整備を進めている。また、通常の予算配当では整備が困難な高額備品（ブルークリーナー、シュレッダー等）は政策的予算として計上するなど、計画的な整備を行い教育環境の充実を図った。	学校に対して整備の優先度を調査し、購入計画を作成し整備を進めている。また、教職員用の机・椅子が老朽化しているため全校で調査を行い、安全衛生上買替が必要となる物の洗い出しを行った。	老朽化した高額備品の更新をどのように進めていくかが課題となる。限られた予算を最大限活用できるよう同一の備品購入などについては、規格を統一するなどして購入価格の抑制及び主管課での一括契約など、財源の有効活用を引き続き行っていく。
		54	学務課 (指導課)	6－6－① I C T教育環境の整備【重点取組】	小・中学校のI C T教育環境を整備するために、校内無線LANの敷設、タブレットP Cの整備、センターサーバを利用してデータ一元化及びセキュリティ体制の構築を行います。	27年度から28年度にかけて校内無線LANを全校に敷設するとともにタブレットP Cを小学校で1,390台、中学校で565台整備し、教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数は5.1人となった。	松中小学校で特別支援学級が新設されることに伴い、あらたに教育用コンピュータを10台整備した。	平成29年12月に文部科学省より平成30年度以降のICT環境整備方針が通知され、学習者用コンピュータについて3クラスに1クラス分程度の整備方針が示された。次回のリース更新時までには整備台数の検討を慎重に進める必要がある。
					環境整備の結果を授業での活用や事務の効率化へとつなげるため、教員への支援体制を整えるとともに、校務支援システムを導入していきます。	タブレットP C整備に併せて各校にI C T支援員を配置し、教員への支援を図った。校務の情報化については、センターサーバ構築、統合型校務支援システムの導入に向けた具体的検討を行った。	センターサーバ構築に向け、望ましい環境の整備が適切に行えるよう学校へのアンケートや聞き取り調査等を行い、要件定義の作成を行った。また校務支援システム検討部会を立ち上げ、教員を交えて導入に向けた具体的検討を行った。	働き方改革の推進により教員の負担軽減が全国的に課題となっている。教員の授業準備等のサポートのため、引き続きI C T支援員を配置する。またセンターサーバを構築して統合型校務支援システムを導入することにより、成績処理等の校務を効率し教員の負担軽減を実現できるよう検討を進めていく。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
6	教育環境の整備	55	指導課	6－6－② I C T教育環境の活用【重点取組】	学校 I C T教育環境の整備により、従来型の授業に加えて、双方向型の授業として教員と児童・生徒、及び児童・生徒間での情報共有を基にした授業を推進していきます。 そのために、教員への情報提供や研修・研究活動の支援を行い、小・中学校全体の授業力を高めることを目指します。	日本マイクロソフト株式会社と協定を結び、専門家を招聘した I C T教育の校内研修会を全校で行った。また、小学校 2校と中学校 1 校を I C T教育推進校に指定し、タブレット P Cの活用等について学期に 1 回公開授業を行い、市内各小中学校へ成果を還元した。また、小学校 2 校が東京都のプログラミング教育推進校の指定を受け、授業公開及び研究発表会を通して、成果を市内各小学校へ還元した。	日本マイクロソフト株式会社との協定による取組を継続して行った。また、 I C T教育推進校の三校が研究発表会を開催し、 3 年間の成果を市内各小中学校へ還元した。	平成 3 1 年度以降も日本マイクロソフト株式会社との I C T教育に関する研修会や I C T教育推進校等の協定について、改善を図りながら継続して行い、教員の指導力向上を図る。
			学務課		校務支援システムを活用することで事務の効率化を推進し、教員が児童・生徒に向き合うことができる時間の確保につなげていきます。	校務の情報化については、センターサーバ構築、統合型校務支援システムの導入に向けた具体的検討を行った。	センターサーバ構築に向け、望ましい環境の整備が適切に行えるよう学校へのアンケートや聞き取り調査等を行い、要件定義の作成を行った。また校務支援システム検討部会を立ち上げ、教員を交えて導入に向けた具体的検討を行った。	働き方改革の推進により教員の負担軽減が全国的に課題となっている。センターサーバを構築して統合型校務支援システムを導入することにより、成績処理等の校務を効率し教員の負担軽減を実現できるよう検討を進めていく。
		55	学務課	6－7 小学校の適正配置の推進	大規模開発事業の実施などにより、地域によって児童数の推移が異なる中で、小規模校と大規模校に分かれてきている現状について課題等を調査するとともに、その結果を踏まえて、「立川市における小学校の学校適正規模の基本的な考え方」に基づき、また市内全体の人口推移を勘案して、地域の意向も踏まえて学校の適正配置を検討します。	大規模集合住宅の建築等について関係課と連携して情報を集め、また市全体の人口推移等から学校の適正配置について検討を行った。その結果、けやき台小学校と若葉小学校の統合について協議を行った。	学校規模適正化を進めるためにけやき台小学校と若葉小学校を統合した若葉台小学校を開校した。また一部小学校において学区の変更を実施するとともに隣接校の指定校変更を解除した。	本市では砂川地区等において住宅の新設が可能な農地等が多くあるため、大規模集合住宅等が建設に伴う急な人口増により、予算措置を伴う教室や校舎の増改築への対応が必要な場合もあり得ると考える。関係課と連携して適切な情報収集に努めていく。

＜基本方針 3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～＞

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
7	ネットワーク型の 学校経営システムの構築	63	指導課 学務課	7－1 開かれた学校づくり の推進	学校と保護者・地域等が連携した教育活動を推進するために、授業や学校行事の積極的な公開に努めます。平成26(2014)年度にリニューアルした学校ホームページを活用したきめ細かい情報発信に努めるなど開かれた学校づくりを推進するとともに、保護者・地域等の学校理解の伸長及び連携体制の充実を図ります。	平成26年度から学校ホームページがCMSを活用した共通フォーマットとしたことで共通マニュアルの整備やホームページ担当者への情報発信が円滑に行えるようになった。また、より活用を広げてもらえるよう「ホームページ通信」を年4回発行し、学校への支援を行っている。	平成29年度に引き続き「ホームページ通信」を発行して学校ホームページ作成に関する学校から問い合わせが多い事例の解決に結びつく情報提供を行った。	スマートフォンによるインターネット閲覧が一般化してきており、ホームページのサイトもスマートフォンに対応したサイトの構築が求められているが、対応にはCMSのバージョンアップの対応及びサーバ機能の増強が必要である。今後はスマートフォン対応に向けて具体的な検討を進めていく。
		63	指導課	7－2 大学・研究機関との 連携	小・中学校における学習支援や児童・生徒の学校生活支援などに大学生等を活用するとともに、大学や研究機関の教育力を活用した教員研修・研究活動の充実を図るために、立川市内及び近隣の大学や研究機関との連携を積極的に進めます。	多くの学校で学校支援員や部活動外部指導員として大学生等を活用し、充実した教育活動を行うことができた。また東京女子体育大学や国立音楽大学、明星大学や創価大学等、近隣大学と連携しスクールインターンシップを行った。	平成29年までの取組を継続し、各学校において改善を図りながらスクールインターンシップや教育実習生の積極的な受け入れ等の取組を大学と連携して行った。	コミュニティ・スクールの全校導入に伴い、ネットワーク型学校経営の充実を図るため、より連携した教育活動ができるようにしていく。
		63	指導課	7－3－① 地域の教育力の活用 【重点取組】	児童・生徒の学習支援や学校生活支援、教育活動や学校運営支援の充実に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制をさらに推進するとともに、民間企業や関係機関・諸団体をはじめとする地域の教育力を積極的に教育活動に活用する学校づくりを進めます。	平成29年度まで実施した「学力ステップアップ推進地域指定事業」では、学習支援員として保護者や地域住民による放課後学習教室を実施した。また、立川市民科の取組においても地域の人材を活用した教育活動の充実を図ることができた。	平成29年度までの取組に加え、平成30年度から部活動指導員制度が始まり、地域住民との連携による持続可能な部活動が行える制度が発足した。	各学校における立川市民科の取組を充実させていくとともに、部活動指導員や放課後学習教室等、コミュニティ・スクールを核とした教育活動の充実を図る。
			生涯学習推進センター			平成28年度から「ネットワーク型学校経営」の推進を目的に、地域と学校が共に子どもを育て、共に地域を創っていく基盤となるよう、市立小中学校に地域と学校を結ぶ「学校支援コーディネーター」を設置する「学校支援地域本部事業」を市内5校で開始し、平成29年度は13校で実施した。	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働を行い、地域の教育力向上や地域の活性化を図ることを目的として、これまでの「学校支援地域本部事業」を基盤に新たな制度として「地域学校協働本部事業」を開始し、「学校支援コーディネーター」を「地域学校コーディネーター」に名称変更、全市立小中学校にコーディネーターを配置し、事業を実施している。	平成30年度、コミュニティスクールが2中学校区に導入され、学校運営協議会が設置された。31年度には全校区で導入されることから、学校運営協議会と地域学校協働本部事業との連携を含め、学校と地域の連携を深化させるよう進める。
			(指導課) 生涯学習推進センター			平成27年度から「学校支援ボランティア事業」の取り組みを開始した。市立小中学校が必要とする学習支援・環境整備などのボランティア活動を「できる人が、できるときに、できることを」お願いしている。登録説明会・研修や市広報等の募集により、平成29年度は、75名の市民の登録があった。また、「学校支援ボランティア登録者名簿」や「人材活用ガイド」を作成し、制度の活用を促し、小中学校18校に延べ52人を派遣した。	年1回開催する「学校支援ボランティア入門講座・登録説明会」のほか、随時、生涯学習情報コーナーで「学校支援ボランティアの登録」を受付けている。また、「学校支援ボランティア登録者名簿」や「人材活用ガイド」の更新を行ったり、すでに登録している方向けのスキルアップ研修を行うなどして、市立小中学校の要望に応じた派遣ができるよう努めている。	今後も「学校支援ボランティア入門講座・登録説明会」や、生涯学習情報コーナーでの「学校支援ボランティアの登録」の受付け、登録者のスキルアップ研修を行うとともに、学生ボランティアの登録を増やすため、周辺大学へのPRを進める。
		63	指導課 (産業観光課)	7－3－② 職場体験学習の充実	中学生の職場体験の拡充に向け、公的施設や事業所、諸団体と連携・協力体制づくりを進めるために、市商工会議所や青年会議所等との協議会を設置し、職場体験学習の実施方法や受け入れ事業所の拡大に向けた取組を進めます。	職場体験推進協議会を年2回開催し、実施事業所拡大について関係機関と協議を行った。平成29年度における協力事業所の数は257であり、増加してきている。また、平成29年度の教育フォーラムにおいて、長年協力していただいている事業所に表彰を行った。	引き続き職場体験推進協議会を年2回開催し、受入事業所拡大について協議を行った。また、各学校においても5日間を基本として、全校取り組むことができた。	現在の事業所を継続するために、市内の中学校で情報を共有できるようシステムを整える。また、職場体験表彰も教育フォーラムにて継続していく。
		63	指導課	7－4 科学教育センターの 運営	児童の理科への興味・関心を高めるために、引き続き科学教育センターの事業を展開します。実施に当たっては、理科教育の専門家や教員・学生を活用し、受講者のニーズや理科教育の課題に即して内容の充実を図っていきます。	参加児童数は年々増加傾向にあり、充実した取組ができている。平成29年度の参加児童数は164名であった。	小学校科学教育センターに、市内の199名の児童が参加した。また、「宇宙エレベーターロボット競技会」の取組が評価され、全国で第3位の結果を修めた。	理科への興味・関心を高めるため、引き続き小学校科学教育センターの取組を充実・発展させていく。また、中学校においても科学教育センターと同様な取組を今後検討していく。
		64	指導課	7－5 教育力向上推進モデル校の指定(再掲)	保護者・地域と連携した教育活動の推進に資するモデル校を指定し、保護者や地域人材を活用した学校運営や人材活用のあり方について研究を進め、市内全校に成果を発信することを通して、ネットワーク型学校経営の推進を図ります。	指定された学校は3年間の研究指定を受け、保護者や地域人材の外部講師を招聘した研究等を実施した。2年目に中間報告を行い、3年目に研究発表を行う。平成29年度における指定校は10校。	ICT教育の推進で一小・九小・一中の3校、学力向上(算数)で大山小、上砂川小の2校の合わせて5校が3年目の研究発表を行った。また、その他11校が2年目、1年目の研究を予定通り進めており、地域人材を活用した取り組んでいる。	各学校が新学習指導要領の実現に向け、保護者や地域人材と連携し主体的に研究を進めることができている。このことは、本市小中学校の学力が向上している要因の一つと考える。引き続き継続していく。
		64	指導課	7－6－① 家庭学習の習慣化【 重点取組】	「家庭学習推進リーフレット」を各家庭に配布し、家庭学習の習慣化に向けた啓発を行います。	平成29年度に家庭学習推進リーフレットを作成し、小中学校全家庭に配布した。	平成29年度に作成したリーフレットを一部改訂し、同様に全家庭に配布し、家庭学習の啓発を図った。	全国及び東京都の学力調査の結果分析を踏まえながら、引き続き家庭学習の重要性をリーフレットにして啓発していく。
					学力向上推進委員会において、家庭学習の習慣化を図る具体策を作成し、学校、家庭、地域に周知するとともに、全校において着実に実施していきます。	平成28年度から「学力向上担当者連絡会」に名称を改め、家庭学習の習慣化の他に、各学校の授業力向上に係る取組等を協議した。	平成30年度の学力向上担当者連絡会では、各学校の学力調査の分析について情報交換した。	各学校の分析だけでなく、家庭学習の啓発についても学力向上担当者連絡会で協議し、リーフレットのバージョンアップを図っていく。
		64	指導課	7－6－② 基本的な生活習慣の 定着(再掲)	早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、学校の規則やきまりを守る等の基礎的な生活習慣の定着を図るために、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進するとともに、生活指導主任会等において教員対象の研修を実施します。	小中連携担当者連絡会を開催し、基礎的な生活習慣の定着を図るための協議を行った。また生活指導主任会においても研修を実施した。	平成29年までの取組を踏まえ、中学校区で改善・充実を図った。	学力調査や体力調査における質問紙調査の結果を分析し、各学校の実情を踏まえた検証をする必要があり、その改善を今後図っていく必要がある。
					家庭との連携・協力を得る工夫を図り、生きる力の基盤となる食や睡眠等の生活習慣の定着を図ります。	小中連携担当者連絡会を開催し、基礎的な生活習慣の定着を図るための協議を行った。また生活指導主任会においても研修を実施した。	平成29年までの取組を踏まえ、中学校区で改善・充実を図った。	学力調査や体力調査における質問紙調査の結果を分析し、各学校の実情を踏まえた検証をする必要があり、その改善を今後図っていく必要がある。
		64	指導課	7－6－③ 学校と家庭の連携	学校と家庭の連携推進事業(東京都)やスクールソーシャルワーカー等を活用した家庭支援の充実を図ることを通して、学校と家庭の連携を推進します。	いじめ・不登校等の問題について、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員による家庭訪問を行うなど、課題改善につながった。	東京都の事業に加えて文部科学省のいじめ対策・不登校支援等推進事業を活用し、指導課内の不登校等対策チームを強化し、いじめ・不登校の改善を図った。	平成31年度以降もいじめ・不登校の課題改善のため、本事業を継続していく。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
7	ネットワーク型の 学校経営システムの構築	64	指導課	7－6－③ 学校と家庭の連携	市内小・中学校における道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、研究発表会を通して、学校、保護者・地域による意見交換会を実施し、相互理解及び連携体制の充実に努めます。	道徳授業地区公開講座を全小中学校で実施し、学校、保護者・地域による意見交換会を行い、連携体制の充実に努めた。平成29年度の参加者数は8604名だった。	道徳授業地区公開講座については、各学校で工夫・改善を行いながら、平成30年度も全校で実施し、学校、保護者・地域による意見交換会を行った。	平成31年度以降も継続して実施していく。
					立川教育フォーラムにおける各学校の教育及び研究実践の紹介、市ホームページや教育広報紙「たっち」による情報発信を通して、学校教育への理解と協力に向けた啓発を図ります。	教育フォーラムでは職場体験や児童会・生徒会サミット、姉妹都市中学生サミット等について、児童・生徒の発表を中心に行った。また、教育広報紙等でも情報発信を行い、保護者・地域に学校教育への理解啓発を図った。	平成30年度の教育フォーラムでは、昨年度までの発表に加えて、夏期休業日中に実施した広島派遣事業の報告を代表生徒が行った他、司会進行も生徒が行う等の児童・生徒が中心となったフォーラムを実施した。	教育フォーラムでは今後講演会を取りやめ、中学生の英語スピーチを実施する等、児童・生徒の発表が主体となるものに変更していく。また、ホームページや教育広報紙での情報発信も引き続き継続していく。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度 of 取組状況	現状の課題と今後の事業予定
8	小中連携の推進	68	指導課	8－1 小中連携教育の推進 【重点取組】	中学校区を単位としたビジョンの共有化による学校経営及び義務教育9年間を通した教育課程の円滑な接続を図り、児童・生徒による共同学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動の推進体制づくりを行います。また、小中連携教育を推進する中で、中学校区内の小中連携についても充実させ、中学校区が一体となって教育活動を推進する体制づくりを進めます。	小中連携教育担当者連絡会を開催し、中学校区の連携のあり方について協議を行った。全ての中学校区で、年々連携による教育活動が増えてきており、平成29年度における連携回数は129回であった。	平成29年度までの取組を踏まえ、平成31年度からコミュニティ・スクールの導入を見据えて各中学校区の実情に応じて工夫・改善を図り実施している。	コミュニティ・スクールとしての取組を中核に置き、小中学校で連携した教育活動を一層推進していく。
		68	指導課 (産業観光課)	8－2－① 立川市民科の推進【重点取組】	「立川に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする子ども」の育成を目指して、郷土学習とキャリア教育を関連付けたカリキュラム「立川市民科」を総合的な学習の時間等において位置づけ、中学校区において9年間を見通した学習活動として指導を行い、次代のまちを担う人材の育成に取り組みます。	平成29年度までの各学校における取組に加え、平成29年度から中学校2年生、小学校6年生に応急救護訓練・普通救命講習を、中学校1年生、小学校5年生に多摩・武蔵野検定を全員受講させる取組を行った。また、小中連携教育担当者連絡会でカリキュラムを作成した。	応急救護訓練・普通救命講習、多摩・武蔵野検定については、平成29年度の取組を継続した。	社会科副読本に立川市民科の要素を加え、今後改定の際に「立川市民科（社会科）副読本」として作成する。
		68	指導課	8－2－② キャリア教育の推進	経済団体等と連携して職場体験学習の充実を図り、中学生の望ましい職業観・勤労観を育成するとともに、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会と関わり、自己実現を図ろうとする意欲や態度を培うキャリア教育を推進します。	職場体験推進協議会を年2回開催し、実施事業所拡大について関係機関と協議を行った。平成29年度における協力事業所の数は257であり、増加している。また、平成29年度の教育フォーラムにおいて、長年協力していただいている事業所に表彰を行った。	職場体験の取組は継続して行ったことに加え、中学生だけでなく小学生も自分の自己実現に向けた意欲・態度の育成を図るため「夢・未来ノート」を開発した。	職場体験の取組は継続して行い、さらに「夢・未来ノート」の活用を図っていく。
			産業観光課			H28年度までは市内の工場を親子で見学する「地域ものづくり力発見事業」を年に1日（午前・午後の2回）実施していた。H29年度以降は、生涯学習推進センターの「いろんなお仕事のぞいちゃおう」と事業統合した。	生涯学習推進センターでは引き続き「いろんなお仕事のぞいちゃおう」を実施した。	
		68	指導課 (教育支援課)	8－3 幼保小連携教育の推進	小学校への就学に際して、幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図る体制づくりを進めます。また、幼稚園及び保育所と小学校の日常的な相互交流活動を意図的・計画的に行い、園児に小学校生活を体験させることを通して学校生活への意識付けを行うことで、小1問題等の解消に努めます。	「幼保・小中連携教育推進協議会」を立ち上げ、幼稚園・保育園園長会の代表委員とともに「立川市就学前スタンダード」を開発し、市内全幼稚園及び保育園に配布した。また、校長会を通じて連携への理解促進を図った。	「立川市就学前スタンダード」の視点を活用した教職員の交流活動をモデル小学校5校で実施し、相互理解を深めることができた。	モデル校での取組を他の小・中学校に拡大するとともに、初任者研修等において相互の体験活動を実施する等、今後も幼保・小中学校間の理解促進による児童・生徒の教育の継続に努めていく。また、就学支援シート等の活用による支援の必要な児童・生徒の引き継ぎについても、教育支援課と連携し取り組んでいく。
		68	指導課	8－4 特色ある教育活動の支援(再掲)	各中学校区の実態に即し、「立川市民科」や小中連携外国語活動の内容の充実に向けて、小中連携教育推進委員会等における実施計画の検討を行うとともに、特色ある教育活動交付金を活用して、小中連携教育の推進に向けた取組に対する支援を行っていきます。	立川市民科の取組等を中心に、各学校の特色に応じて活用した。	平成30年度から地域学校協働本部事業に位置付け、各学校の特色に応じて、特色ある学校づくり交付金を再編し、校内研究事業交付金を創設した。引き続き、学力向上に資する校内研究の取組を支援した。	平成31年度からコミュニティ・スクールを全校に導入するにあたり、各学校において特色ある教育活動に資するよう立川市民科の取組とともに充実していく。

基本施策		頁	担当課	取組事項名	取組内容	平成29年度までの進捗状況	平成30年度の取組状況	現状の課題と今後の事業予定
9	児童・生徒の安全・安心の確保	71	指導課 (学務課)	9－1 防災教育の推進	学校における避難訓練や安全指導を通して、災害に対する知識・理解を高めるとともに、危機から身を守る実践力を高めます。	東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」に基づき、全小中学校で月に1回、安全教育3領域のうちの「災害安全」に位置づける避難訓練と安全指導を行っている。	平成29年度の取組を継続し、全校で実施した。	避難訓練及び安全指導の取組は継続しながら、危機管理マニュアルを適宜見直して、より実効性があるものにしていく。
					学校が行う防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、地域の一員としての自己の役割の理解や対応力を高めるための取組を進めます。	町会毎に実施する地域の防災訓練に児童・生徒へ参加を促した。小学校では、立川市民科の取組として実施している応急救護訓練を防災訓練時に実施する等、学校により特色が見られた。	平成29年度の取組を継続し、多くの児童・生徒が参加した。今年度は第六小学校が総合防災訓練の会場として実施し、児童、地域住民、保護者を合わせて920名が参加した。	平成31年度以降も地域の防災訓練に積極的に参加を促し、地域の一員としての自己の役割の理解や対応力を高めるための取組を進める。
		72	学務課	9－2－① 登下校時の児童の安全対策【重点取組】	登下校時における児童・生徒の交通事故や犯罪被害を防ぐために、継続して安全点検による危険箇所の改善など通学路の整備を進めます。これとあわせて、小学校の登下校時に見守り活動を行っているシルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との情報共有を一層進め、児童・生徒の安全確保に努めていきます。また、小学校ごとの地域安全マップ作成や防犯ブザーの貸与、小・中学校各校での見守りメールによる情報提供などを活用して、危険性の低減に取り組みます。	平成30年度における緑町の学区変更や若葉台小学校の開校に向け、通学路安全対策検討委員会 で通学路の設計と必要な対策の検討を重ねた。その結果、危険箇所に「交通ルール指導員」の配置や交通標識の設置等の実施を決定した。また、市内在住・在籍の新小学校1年生に防犯ブザーを貸与したほか、小学校区毎に作成した地域安全マップを児童や地域の方へ配布した。PTAや地域団体等との連携のもと登下校時の見守りや通学路の安全点検を行った。若葉台小については実際に児童が通学路を歩く模擬登校を実施し、危険箇所等の検証を行った。	昨今の登下校時における児童が被害者となる凶悪事件の発生により、国からの指示により、8月29日から9月11日にかけて、全学区で通学路の緊急合同点検を実施した。	通学路点検は、立川市通学路交通安全プログラムと立川市通学路安全推進会議での決定に基づき、周期的に行政・警察・東京都建設事務所・学校・PTAによる合同点検を実施する。
					指導課	東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」に基づき、安全教育3領域のうちの「交通安全」、「生活安全」に位置づける安全指導を全小中学校で行っている。	平成29年度の取組を継続し、全校で実施実施した。	今後も同様に、児童・生徒の交通事故や犯罪被害を防ぐための取組を継続していく。
		72	学務課	9－2－② 防犯カメラを活用した登下校の見守り	平成27（2015）年度から30（2018）年度にかけて、東京都の補助を活用して交通事故や犯罪を抑止し児童・生徒を守る目的で、小学校全20校の通学路に各校5台の防犯カメラを設置します。	東京都の補助を活用し、平成27年度から平成29年度の3か年にかけて、小学校全20校区の通学路に各校5台の合計98台（内2台は双方向カメラ）の防犯カメラを設置が完了した。	設置した防犯カメラの保守管理を行った。警察からの捜査関係事項照会書に基づき、防犯カメラ画像の提供を事業者を通じ行った。	設置した防犯カメラの保守委託を行う。防犯カメラ更新（メーカーによる機器保証期間は7年）や記録媒体の維持管理、情報の管理等が課題である。
		72	指導課	9－2－③ 交通安全教育の推進	学校、PTA、交通安全協会、警察等と連携し、交通安全教室を実施するとともに、自転車に関するルールとマナーを身に付けることを目的に、小学校3年生を対象にした「自転車運転免許制度」に取り組みます。	全小学校で立川警察署と連携し「自転車運転免許制度」を取り組んだ。	平成29年度の取組を継続し、全小学校で実施した。	今後も同様に継続していく。
			交通対策課		市立小学校全校で交通安全教室を実施し、検定に合格した児童に対して「自転車運転免許証」を交付した。交付実績は、27年度1,420人、28年度1,394人、29年度1,417人。	30年度も市立小学校全校で交通安全教室を実施し、検定に合格した児童に対して「自転車運転免許証」を交付している。また、交通安全教室に使用する信号機、縄梯子を9校分購入し、必要な機材の配置が全校完了した。	学校へのアンケートやPTAへの聞き取りにより、交通安全教室実施時のPTAや交通安全協会等の人数確保が課題である。また、学校によって交通安全教室の実施回数や主催者が異なり、学校やPTAから負担との意見もある。今後も運営等について検討しつつ、事業継続する予定。	
			指導課		中学校対象にスクアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施します。	中学校在学中に1度経験させることをねらいとして、毎年3校が実施し、スタントマンが交通事故を再現することで、交通ルールの必要性について考える取組ができた。	平成30年度は立川第二中学校、立川第四中学校、立川第九中学校の3校で実施した。	今後も同様に継続していく。
			交通対策課		27年度は2中、4中、9中で実施し、計1,301人が参加。28年度は1中、3中、5中で実施し、計1,523人が参加。29年度は6中、7中、8中で実施し、計1,086人が参加。	30年度は4月に4中、11月に9中で実施し、3月に2中で実施予定。	今後も毎年度3校ずつ実施することにより、在学中に全ての生徒がスクアード・ストレイト方式の交通安全教室を体験できるように事業を継続する予定。	
		72	指導課	9－2－④ 安全教育の推進(再掲)	身の回りにある危険を予測し回避する能力と地域社会の安全に貢献できる能力を育成するために、全校でセーフティー教室を実施するとともに「安全教育プログラム（東京都教育委員会）」を活用した安全教育の充実を図ります。	東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」に基づき、全校でセーフティ教室を実施し、安全教育の充実を図った。	平成29年度の取組を継続し、全小学校で実施した。	今後も同様に継続していく。
		72	子ども育成課	9－2－⑤ 地域における防犯・安全対策における見守り活動の推進	子どもを犯罪被害等から守るため、地域の防犯意識の高揚を図るほか、地域住民によるパトロール活動や子ども110番事業、あいさつ運動等、地域の見守り活動を支援します。	子どもの安全を確保するために12地区で行われている「あいあいパトロール隊」の防犯活動を支援しました。また、見守りメールにより不審者情報を15件配信し、犯罪抑止と防犯意識の向上を図りました。	引き続き、防犯活動に取り組む「あいあいパトロール隊」を支援するとともに、見守りメール等で不審者情報・防犯情報を発信し、犯罪抑止効果の向上を図っています。	「あいあいパトロール隊」への支援、見守りメールの配信のほか、市職員による青色防犯パトロール等各種防犯対策を実施し、児童・生徒の安全・安心を確保します。あいあいパトロール隊員の活動中の賠償責任保険加入や不審者情報の迅速な入手方法に課題があり、検討の必要があります。
		73	子ども育成課	9－2－⑥ 放課後子ども教室の実施	放課後の安全・安心な居場所を確保するために、学校施設を活用し、地域とPTA等が協力して子どもたちに遊びや学習、運動、文化活動、地域交流活動を実施する機会を提供します。	市内の全小学校20校で実施	市内の全小学校19校（若葉小とけやき台小の統合により1校減）で実施	①サポーターとして放課後子ども教室活動をしてくれる人員の確保が難しい。 ②国では学童保育所との一体型での運営を推奨しているが、活動日数や活動内容などの違いがあり、一体化には難しい面がある。
		73	学務課	9－3 薬物乱用防止教育の推進	危険ドラッグ等の危険薬物から児童・生徒を守るために、学校における薬物乱用防止教室及び教科指導等を適切に行い、児童・生徒の意識を高めていきます。	各学校で講師を招聘し、薬物乱用防止教室を全校で行い、薬物に対する意識の醸成を図った。また、小学校での保健や中学校の保健体育等でも薬物に関する指導を行った。	平成29年度までの取組を継続し、引き続き全小中学校で実施した。	今後も同様に継続していく。
					「薬物乱用ダメ・ゼッタイフェア」と関連付けた啓発活動を行い、地域における薬物乱用防止を推進していきます。	関係各課と連携し、国営昭和記念公園で開催される秋の楽市において、「薬物乱用ダメ・ゼッタイフェア」ブースの運営に携わり、薬物乱用防止に関する啓発活動を行った。	平成29年度の引き続き、関係各課と連携し、国営昭和記念公園で開催される秋の楽市において、「薬物乱用ダメ・ゼッタイフェア」ブースの運営に携わり、薬物乱用防止に関する啓発活動を行った。	引き続き、関係各課と連携し、「薬物乱用ダメ・ゼッタイフェア」の運営に参加し、啓発活動を行っていく。